



長野県報

1月21日(月)
平成31年
(2019年)
第3043号

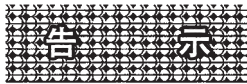
目次

告示

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱の一部改正（農業技術課）	1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	3



長野県告示第17号

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱（平成元年長野県告示第93号）の一部を次のように改正します。

平成31年 1月21日

長野県知事 阿部 守一

第2条第1項中「第1条の2」を「第2条」に改める。

第3条中「第2条又は第15条の2」を「第3条又は第34条」に、「第8条」を「第17条」に改める。

第4条中「第7条」を「第16条」に改める。

農業技術課

長野県告示第18号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県北信建設事務所中野事務所において縦覧に供します。

平成31年 1月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 真引川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成31年 1月21日

3 廃川敷地等の位置

上高井郡小布施町大字都住字遠徳2466番地の11地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,689.05平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年2月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年 1月21日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長野菅平線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字大豆島字中島933番の2地先から 長野市大字大豆島字北ヶ原1525番の1地先まで	旧	6.4~7.8 m	0.3676 km
同 上	新	16.2~16.4	0.3676

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年1月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
信州ガーデンプレイス
上田市上田1843-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ミクニ
代表取締役 望月 健二郎
東京都新宿区1-2-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東北通信装機株式会社
代表取締役 亀井 俊夫
宮城県名取市堀内字北竹60
株式会社アスク
代表取締役 天海 正行
東御市和1412-1
株式会社信州ガーデン
代表取締役 坂下 洋二
上田市住吉54-1上田インタービル
株式会社ローソン
代表取締役社長 竹増 貞信
東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年8月29日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,021平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 155台
(2) 駐輪場の収容台数 22台
(3) 荷さばき施設の面積 68平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 39立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
東北通信装機(株)	午前9時	午後9時
(株)アスク	午前10時	午後10時
(株)信州ガーデン(TSUTAYA)	午前9時	翌午前0時
(株)ローソン	24時間	
(株)信州ガーデン(ゴルフ・ドゥ)	午前10時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	時間帯
1	24時間
2	24時間
3	24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前10時から午後9時まで
2	午前5時から午後8時まで
3	24時間

- 8 届出年月日
平成30年12月28日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成31年1月21日から平成31年5月21日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課